

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
職員の育児休業等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の育児休業等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、東金市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月30日条例第2号）を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。